
やまくら通信 (やまぐち・くらしの安心ネット通信) 平成 28 年 6 月 20 日
-No. 1 4 2- 事務局：山口県消費生活センター

■相談急増！「お試し」のつもりが…■

消費者がホームページやSNS等で「健康に良い」「ダイエット効果あり」などうたう広告を見て、商品を通常価格より安い価格で購入したところ、実際は定期購入だったというトラブルが急増しています。

定期購入をめぐるトラブルでは、消費者が自主的に停止手続をしないと自動で定期購入へ切り替わってしまうという相談の他、消費者の認識が「お試し」「1回だけ」でありながら実際には定期購入契約になっているという相談が多く寄せられています。

また、解約を申し出ようとしたところ、「事業者への電話が繋がらない」「初回価格だけ支払えばよいと思っていたのに事業者から通常価格を請求された」という相談も見られます。

中には、意図的に「定期購入であること」や、「解約はできない」という旨の表示をわかりにくくし、消費者を陥れようとする事業者もいます。

一度契約をすると、解約の申し出が困難になるため、契約内容や解約条件については注意して見るのが大切です。

トラブルになった場合は、お近くの市町消費生活センター、または県消費生活センターまでお電話ください。

詳しい被害状況や相談事例は別添の通り掲載しておりますので是非ご覧ください。

会員の皆様へ〇=====

※ 消費生活トラブル情報に関する照会等は、必ず電話でお願いします。

相談専用電話：083-924-0999

事務局：山口県 県民生活課 消費生活センター内

TEL：083-924-2421 FAX：083-923-3407

メールアドレス：manaberut@pref.yamaguchi.lg.jp

HP：<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syo-center/yka-net.html>